

## 委任状の提出について

払下げ価格の算定のため、一体的に利用する土地すべての固定資産評価額が必要となります。固定資産評価証明書の発行を受けるため、一体的に利用する土地すべての所有者の委任状を提出してください。

### 注意事項

- 1 委任者と物件の所有者が異なる場合は、関係が分かる書類を添付してください。  
(例：相続関係書類)
- 2 本委任状は、土地の所有者ごとに作成してください。
- 3 不明な点は、市役所資産管理課までご連絡ください。

(担当：資産管理課 電話：23-7614)

# 委任状

# 記入例

年 月 日

新城市長 様

委任者	住所 (所在地)	下記の「物件の所有者」と一致する。 相続登記未済の場合は、相続人とし、相続関係が分かる書類（戸籍等）の写しを添付してください。	法人の場合は 代表者印
	氏名 (名称、代表者名)		
	電話番号		

下記のとおり、税務証明交付申請に係る税務証明書の請求及び受領に関する権限を委任します。

## ◆代理人

住所	新城市役所総務部資産管理課
氏名	課長

## ◆物件の所有者

住所 (所在地)	
氏名 (名称)	

登記簿上の所有者  
所有者ごとに作成

## ◆交付申請を委任する証明書

固定資産評価証明書

## ◆証明を要する物件

年度	年度	種類	土地
所在地			
1	新城市字東入船6番1		
2	新城市字東入船6番6		
3	新城市字東入船8番		
4	新城市字東入船10番1		
5			
6			
7			
8			
9			
10			

一体的に利用する土地  
すべてを記入してください。  
欄が不足する場合は、  
別紙に記載してください。

## ◆使用目的

市有財産（道路・水路）用途廃止に伴う払い下げ価格の算定